

## SY4-3

## 食物アレルギー児への対応 ～求められる適切な管理と社会的対応～

佐藤 さくら

国立病院機構相模原病院臨床研究センター アレルギー性疾患研究部

食物アレルギー患者の増加により、食物アレルギー児を持つ家族だけでなく、保育所や幼稚園・学校、外食産業など、社会全体での対応が求められている。数十年前と比べると食物アレルギー診療ガイドラインに基づいた診療が広がり、適切な医療を提供できる医師も増えてきた。食物アレルギーの治療の基本は原因食物の除去であるが、最近では食物経口負荷試験（負荷試験）の結果をもとに、原因食物であっても症状なく安全に食べられる量を食べさせることが多い。特に鶏卵、牛乳、小麦など多くの食品に使われている食物は、3歳までは負荷試験は行わずに除去、といった昔の管理法ではなく、乳児期から負荷試験を行い、完全除去の期間をできるだけ短くするよう努める。このような管理法は長期的な予後を改善する可能性も期待されている。

食物アレルギー患者の一部は、誤食などで重篤なアレルギー症状を引き起こす。保育所等での対応については、国のガイドラインに従って実施している施設が多い。また加工食品については食品表示法に基づくアレルギー表示により、主なアレルゲンの使用について確認できる。クルミアレルギー患者の急増を受けて、2023年3月に「ぼくみ」が特定原材料になり、アレルギー表示の義務表示対象品目となった。一方、レストランなどの外食や店頭販売などはアレルギー表示の義務はなく、調理中の混入や店から提供された情報ミスなどでアレルギー症状を引き起こす場合も多い。症状誘発時への日頃の備えはもちろんだが、外食・中食における食物アレルギーへの対応も求められている。また、食物アレルギー患者では災害時への備えは必要不可欠である。日本は災害大国であり、地震だけでなく、水害など災害に合う可能性は高い。災害時に提供される食品は必ずしもアレルギー対応食ではなく、炊き出しなどでの食物除去対応は困難である。そのため、まずは自助努力として普段から食べられる食品を備蓄しておくことが推奨されている。2022年3月に公開された「災害におけるアレルギー疾患の対応」などを参考に、患者さんやそのご家族への指導を行っていく。

以上のように食物アレルギー児への対応は多岐に渡るため、医師とメディカルスタッフ、そして行政や教育機関の連携は必須である。本講演がその一助となれば幸いである。